

さいたま市バスケットボール協会専門委員会規程

第1条 この規定は、さいたま市バスケットボール協会規約第5条により、専門委員会の組織及び運営について定める。

第2条 専門委員会は、さいたま市バスケットボール協会規約第4条に掲げる事業を遂行するため4部門とする。

- (1) 総務財務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 審判委員会
- (4) ミニバスケットボール委員会

第3条 各専門委員会の所掌する業務は、概ね次の内容とする。

- (1) 総務財務委員会
 - イ、諸行事の企画・立案
 - ロ、各委員会との連絡調整
 - ハ、各種表彰等の選考案の作成
 - ニ、広報・普及に関すること
 - ホ、会費及びその他の収入の徴収と管理
 - ヘ、寄付金品の受け入れと管理・運用
 - ト、諸帳簿類等の記入と管理
 - チ、各委員会に属さない事項の検討
 - リ、その他、目的達成のために必要な事項
- (2) 競技委員会
 - イ、各種大会及びスポーツ事業の計画と実施
 - ロ、体育スポーツ指導者の養成と資質の向上
 - ハ、各種講習会等の計画と実施
 - ニ、その他、目的達成のために必要な事項

(3) 審判委員会

- イ、各種大会の審判と審判技術の向上に関すること
- ロ、テーブル・オフィシャルの指導と育成
- ハ、審判講習会・研修会の企画運営
- ニ、備品の管理と保管
- ホ、その他、目的達成のために必要な事項

(4) ミニバスケットボール委員会

- イ、ミニバスケットボールに関すること
- ロ、リーダーに関すること
- ハ、その他、目的達成のために必要な事項

第4条 各専門委員会の委員は、評議員・理事及び学識経験者より選出し会長が委嘱する。

第5条 各専門委員会は、次の役員をもって構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名

2. 委員長及び副委員長は委員の互選により選出し、会長が委嘱する。

第6条 各委員会の会議記録は、常に良好に整理し会長の求めにより提出するものとする。

第7条 この委員の任期及び解任は、本協会規約第9条に準ずる。

第8条 この規定は、理事会の議決をもって変更することができる。

第9条 本委員会に特別委員会を設置することができる。

附則

- 1. この規定は、平成14年3月5日より施行する。
- 2. この規定は、平成15年4月5日改正施行する。